

○日本医科大学付属病院長選任規程

(令和元年 11 月 1 日規程第 4 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 10 条の 2 の規定に基づき、特定機能病院である日本医科大学付属病院の院長(以下「付属病院長」という。)の選任に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(付属病院長の任命)

第 2 条 学校法人日本医科大学理事長(以下「理事長」という。)は、この規程により選考された付属病院長候補者について、理事会の承認を経て付属病院長に任命する。

(付属病院長の任期)

第 3 条 付属病院長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号該当の事由によって選任された付属病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(付属病院長の兼任)

第 4 条 専任の教職員が付属病院長に任命された場合は、専任の教職員の職との兼任を妨げない。

(付属病院長の選定の基準)

第 5 条 付属病院長の選定の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 臨床研修を修了した医師であること。
- (2) 心身ともに健全で、人格が高潔であること。
- (3) 特定機能病院の医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有すること。
- (4) 特定機能病院の管理及び運営に関する業務の遂行に関し必要な能力及び経験を有すること。

2 前項に定める基準は、ホームページにおいて公表するものとする。

(付属病院長候補者選考の事由及び時期)

第 6 条 付属病院長候補者の選考は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合に、付属病院長候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)が行う。

- (1) 付属病院長の任期が満了するとき。
- (2) 付属病院長が辞任を申し出て、理事会で承認されたとき。
- (3) その他の事由により、付属病院長が欠員となったとき。

2 前項第1号に該当する場合の付属病院長候補者の選考は、任期満了となる1月前までに行う。

3 第1項第2号又は第3号に該当する場合の付属病院長候補者の選考は、速やかに行う。

(選考委員会の設置)

第7条 選考委員会は、前条第1項各号に該当する事由が生ずる都度これを設置する。

(選考委員会の構成)

第8条 選考委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 理事会において選任された理事 3名

(2) 理事長が本法人と特別の関係がない者の中から推薦し、理事会において承認された者 2名

2 前項第2号の特別の関係がない者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 過去10年以内に本法人と雇用関係にないこと。

(2) 過去3年間において、本法人から年間50万円を超える寄付金又は契約金等を受領していないこと。

(3) 過去3年間において、本法人に年間50万円を超える寄付を行っていないこと。

3 委員の任期は、第1項の選任又は承認を経て理事長が委嘱した日から、理事長が後任の付属病院長を任命した時までとする。

4 選考委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、第1項第1号の委員の中から理事長が指名する。

(委員の公表)

第9条 前条により選定された委員について、委員名簿、委員の選定理由及び委員の経歴を公表するものとする。

(付属病院長候補者選考の対象者の推薦)

第10条 理事長は、選考委員会が設置された場合、速やかに付属病院長候補者選考の対象者を選考委員会に推薦するものとする。

2 前項の推薦にあたっては、被推薦者の履歴書及び推薦理由書を選考委員会に提出するものとする。

(選考委員会による選考及び報告等)

第11条 選考委員会は、前条第1項の被推薦者について選考を行う。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもって決する。

3 委員長は、第1項による選考の結果を理事長に報告するものとする。

(理事会における審議)

第12条 理事長は、前条第3項の報告に基づき、理事会に付属病院長選任の提案を行う。

2 理事長は、委員長に対し、前条第1項による選考の経過等につき、理事会において説明するよう求めることができる。

(選考結果等の公表)

第13条 理事長は、理事会において付属病院長の選任が承認された場合、選考結果、選考過程及び選考理由を公表するものとする。

(守秘義務)

第14条 選考委員会の委員、その他付属病院長候補者の選考過程に直接又は間接に関与する任にある者(担当事務職員を含む。)は、この規程に基づく職務遂行上必要な場合を除き、その職務上知り得た事項について守秘義務を負うものとし、その任を終えた後もまた同様とする。

(事務担当部署)

第15条 この規程に基づく事務の担当部署は、総務部総務課とする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決を必要とする。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。